

加賀市共同募金委員会助成要綱 (抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、石川県共同募金会加賀市共同募金委員会（以下「本会」という。）が助成する共同募金助成金に関する必要な事項を定めるものである。

(助成の対象団体)

第2条 共同募金の助成は、加賀市内の社会福祉を目的とする事業を行う民間施設及び団体を対象とする。

(助成の種類)

第3条 前条に規定する施設及び団体に対する助成は、経常費に対する助成とする。

2 経常費は、団体等の行う社会福祉事業及び社会福祉協議会等の行う地域福祉事業の経常的経費に対して行われるが、使途の適正を期するために配分金の使途を指定する。ただし、次の経費には配分しない。

- (1) 役員会、総会、大会等団体の運営に要する経費
- (2) 団体などの構成員相互間の会報発行に要する経費
- (3) 人件費
- (4) 旅費
- (5) 運営のための赤字補てん及び委託を受けた事業に要する経費
- (6) 社会福祉を目的とする事業を行う団体などであっても、申請事業が社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業

(審査)

第5条 本会会長は、助成申請があった時は、審査委員会で審議し、運営委員会で助成の可否を決定し、申請団体に「助成金内定通知書」を送付する。

(助成の欠格条件)

第6条 共同募金の助成は、次の各号の一に該当する施設及び団体の事業に対しては行わない。

- (1) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされる事業
- (2) 事業開始後1年を経過しないもの
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定してい

て一般に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業その他の社会福祉的な性格の明らかでない事業又は団体

- (4) 社会福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動の手段として行われる事業
- (5) その名称の如何にかかわらず営利を目的として行っているとみなされる事業
- (6) 当該年度において共同募金と重複する寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする施設又は団体
- (7) 助成による効果が期待できない事業及び補助金以外の財源を持って実施することが適当と認められる事業
- (8) 経営上余裕がある団体又は施設
- (9) 国、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本船舶振興会、中央競馬場主社会福祉財団及び郵政省の行うお年玉付き郵便葉書の寄付金等の補助を受けた事業

(助成の申請)

第7条 共同募金の助成を受けようとする者は、毎年定める日までに申請書に必要な書類を添付し、本会に申請しなければならない。

(助成の優先)

第8条 助成の決定に当っては、助成財源、社会情勢、事業の緊急性などを勘案し、必要性の高いものを優先する。

(申請事業の変更)

第9条 第7条第1項の規程により申請をしたものが、申請後に止むを得ない事情により、申請事業を変更しなければならないときは、速やかに変更申請書を本会に提出し、承認を得なければならない。

(助成金の経理)

第13条 被助成者は、助成金の使途経理について常に内容を明確にしておかななければならない。

(助成金の使途報告)

第14条 被助成者は、助成事業の完了後、直ちに助成金の使途を明らかにした報告書を本会に提出しなければならない。

(助成金の監査)

第 15 条 被助成者は、本会が要求したときは、助成金の使途を証する書類の提出及び使途の調査を拒み、又は妨げてはならない。

(助成の取消処分)

第 16 条 次の各号の一に該当するときは、会長は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認められたとき。
- (2) 経理上不都合があると認められたとき。
- (3) 助成事業の一部を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 助成金を申請事業以外に使用したとき。
- (5) 事業と相違した助成申請又は、助成報告を行ったとき。
- (6) その他助成事業の実施について本会及び県共募の指示に従わず、又は助成事業の実施が不適當となったとき。

(申請資格の停止)

第 17 条 前条各号(第 3 号を除く。)の理由により助成を取り消された者は、取り消された日の属する年度の次の年度から起算して 3 年間は助成の申請をすることができない。

別記 1

助成事業、助成基準及び助成額など

助成区分	助成対象団体	助成基準及び助成額	備考
1. 事業助成	<p>本会助成要綱第2条に掲げる民間施設及び団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 団体申請事業費の 90%以内 ・ 助成額の上限 20 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請は、1 施設・団体 1 事業とする ・ 備品購入助成と重複しての申請はできない ・ 申請し決定した施設・団体は、3 年まで連続してできる
2. 備品購入助成			<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請は、1 施設・団体 1 事業とする ・ 事業助成と重複しての申請はできない ・ 申請し決定した施設・団体は、2 年連続しての申請はできない
3. 地域の安心安全対策助成	<p>地区まちづくり推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害に対する防災、減災。子どもや高齢者の見守りなどに必要な資器材等購入経費 ・ 1 団体申請事業費の 90%以内 ・ 助成額の上限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請は、1 団体 1 事業とする ・ 申請し決定した団体は、次の年から 3 年間申請はできない